

連携・協力に関する覚書

野菜農園 豊泉と高野山大学との連携協力に関する協定書第5条第1項の規定に基づき、野菜農園 豊泉（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

記

1. 地域体験プログラム実施に伴う費用負担について
協定書第1条（目的）の精神を尊重し、費用負担は原則発生しない（無償）ものとする。
ただし、カリキュラム上やむを得ず実費を伴う資料代・材料費等の必要経費が生じる場合については、甲乙事前協議の上、1日当たりの上限額を5,000円/人とし現金または甲の指定する口座に適宜振り込みにて支払うものとする。
2. 地域体験プログラム実施に伴う講師（マイスター）への謝礼金について
講師（マイスター）の人数に関わらず、1日あたり5,000円（年間最多50,000円）をその年度の地域体験実習終了後すみやかに、甲の指定する口座に振り込みにて支払うものとする。
3. 本覚書の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本覚書と同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上

本覚書締結の証として、本書2通を作成し双方署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 *R4*年 3月 3日

甲 団体名 野菜農園 豊泉

代表者

豊泉 浩司 

乙 団体名 高野山大学

代表者

学長

添田 隆 